

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

2024 年 6 月改訂

訪問看護・リハビリステーションわたぼうし WEST

このパンフレットは、利用者様が訪問看護の契約をするにあたって、ご理解頂きたい内容について説明したものです。契約にあたっては内容をご確認頂き、ご利用頂きますようお願い申し上げます。又、ご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい。

◆ 当事業所の概要

当事業所名	訪問看護・リハビリステーションわたぼうし WEST
所在地	神戸市西区井吹台西町 3 丁目 18-6
事業所指定番号	2 8 6 5 2 9 0 5 1 0
開設年月日	令和 3 年 5 月 1 日
連絡先	電話 078-990-5710 FAX 078-990-5715
営業日と営業時間	営業日 : 月曜日～金曜日 休日 : 土・日・祝日とお盆 (8/12～8/16 のうち 3 日) 年末年始 (12/29～1/3) 営業時間 : 午前 9:00～午後 5:00 ※ 24 時間緊急時訪問体制をとっています。別紙参照。
通常のサービス提供実施地域	神戸市西区 垂水区の一部 (小東山手、小東山本町、舞多聞東、舞多聞西、多聞台、神陵台) 明石市の一部 (朝霧、松が丘) 基本的に事業所より 5km 圏内のエリアをサービス実施地域とする。

◆ 当事業所法人の概要

法人格・名称	医療法人社団 林山朝日診療所	
現住所	神戸市須磨区妙法寺字藪中 1242	
連絡先 (はやしやまクリニック)	電話 078-747-5335 FAX 078-747-5340	
代表者	理事長 山本 由美子	
その他の事業	ケアマネステーションわたぼうし	居宅介護支援
	訪問看護・リハビリステーションわたぼうし	訪問看護
	パワーリハビリ・デイサービス はやしやま かみさわ	通所介護 介護予防通所介護
	はやしやまクリニック	診療所
	グループホーム希望の家	認知症対応型共同生活介護
	ルミエール しかまつ	サービス付き高齢者住宅

◆ 事業の目的・運営方針

- ・ 介護保険法、老人保健法および健康保険法等の関係法令に従い、医師の指示のもとに、利用者様の心身の特性を踏まえて生活の質を確保し、快適な在宅療養が出来る様に支援します。
- ・ 事業の実施にあたり、地域包括支援センター・在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所・関係市町村・関連する保健・医療・福祉サービスとの連携に努め、協力と理解の基に適切な運営を図ります。

◆ 事業所の職員体制

管理者	常勤兼務 1名
看護師	常勤換算 7名以上
理学療法士・作業療法士	1名以上
事務職員	1名以上

◆ サービスの内容

種類	内容
健康チェック・病状の観察	体温・脈拍・呼吸・血圧等の測定 その他疾患に関連する症状や障害の状態の観察
医師の指示による医療的処置の実施	点滴・床ずれ予防や処置・吸引 膀胱洗浄・膀胱留置カテーテルの管理 浣腸 摘便 経鼻チューブ・胃瘻チューブの管理等 ターミナルケア・症状緩和 在宅酸素の管理 中心静脈栄養カテーテルの管理 その他
身の回りの介護方法についての指導・援助	* 医療依存度の高い方： 排泄の援助 入浴の援助 清拭・洗髪等身体の清潔に関する援助 食事の援助 その他介護指導等
リハビリテーションの実施と相談	筋力増強運動 可動域訓練 座位・立位・歩行訓練
かかりつけの医師・医療機関への連絡調整	病状に関する主治医や関連機関への状態報告 情報提供・連絡調整
ディグニティセラピー (平成 26 年夏 NHK 放映されました)	大切な人へ手紙を書くのをお手伝いします。 * 交通費のみいただきます。

◆ 医療保険でのご請求となる場合 (別紙申込書の記載をお願いします)

- ・ 急性増悪等で頻回に訪問看護が必要な状態と主治医が判断し、「特別訪問看護指示書」を発行した場合 (1 月内の連続する 14 日間が限定)
- ・ 厚生労働大臣が定める疾患一覧

末期の悪性腫瘍	重症筋無力症	スモン病
筋萎縮性側索硬化症	脊髄小脳変性症	ハンチントン病

進行性筋ジストロフィー症	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	多発性硬化症
パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る))		
多系統萎縮症(線状体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)		
プリオン病	亜急性硬化性全脳炎	後天性免疫不全症候群
頸髄損傷	人工呼吸器を使用している状態	ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー	脊髄性筋萎縮症	球脊髄性筋萎縮症

◆ 緊急の対応

サービス提供中に利用者に緊急事態が発生した場合、利用者の主治医や家族に連絡すると共に、必要な対応を致します。又、看護師の訪問日以外や訪問時間外に在宅にて緊急事態が発生した場合は、当事業所へご連絡下さい。(別紙の「緊急時の連絡方法」用紙をご参照下さい。)

平日 午前9:00～午後6:00	078-990-5710
上記時間外・休日(転送システム有)	090-8128-6260
	080-4493-1906

◆ サービス利用時の事故等について

当事業所は、損害賠償保険に加入しています。サービスの提供にあたり、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、誠意を持って対応いたします。

◆ 秘密保持と個人情報(プライバシー)の保護について

事業者は、業務上知り得た利用者様及びその家族様に関する秘密及び個人情報については、利用者様又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後又、退職後も第三者に漏らしません。

但し、円滑且つ一体的なサービス提供をする為に、サービス担当学会等で利用者様及び家族様の情報を使用する必要があります。この場合は事前に説明し同意を得た上で使用します。

◆ サービスの相談・苦情窓口

当事業所 訪問看護・リハビリステーションわたぼうし WEST 管理者 皆川 美穂	TEL 078-990-5710 FAX 078-990-5715 平日 9:00～17:00
神戸市福祉局監査指導部 介護保険担当	TEL 078-322-6326(直通) FAX 078-322-6045 平日 8:45～12:00 13:00～17:30
兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	TEL 078-332-5617(直通) FAX 078-332-5650 平日 8:45～12:00 13:00～17:15
要介護施設従業者等による高齢者虐待 通報専用電話(監査指導部内)	TEL 078-332-6774 平日 8:45～12:00 13:00～17:30
神戸市消費生活センター	TEL 078-371-1221 平日 9:00～17:00

◆ 事業継続計画の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

また事業所の看護師・理学療法士等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

※当事業所は非常災害発生時の業務継続において、併設の同法人ケアマネステーションわたぼうしWESTと提携して対応を行います。

◆ 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症が発症した際の予防、又はまん延しないように、以下の各号掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことができるものとする）を概ね6か月に1回以上開催します。その結果について、看護師・理学療法士等に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

◆ 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

①事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師・理学療法士等へ周知徹底を図ります。

②事業所における虐待防止の指針を整備します。

③看護師・理学療法士等に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

④虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

※サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを関係機関に通報するものとします。

○相談先

・養介護施設従業者による高齢虐待通報専用電話

（監査指導部内）

電話 078-322-6774

受付 8:45～12:00、13:00～17:30（平日）

・家庭内の高齢者虐待

お近くのあんしんすこやかセンター又は区役所・支所あんしんすこやか係

◆ 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件を全て満たす時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急でやむを得

ない理由、経過観察並びに検討内容についての取り組みを積極的に行います。

①切迫性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

②非代替性：身体拘束あるいはその他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない場合

③一時性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性がなくなれば直ちに身体拘束等を解く場合

◆ ハラスメント対策について

事業所におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための措置を講じ、健全な職場環境としています。また利用者やその家族からのカスタマーハラスメントについても適切な対応に努めます。

【事業所からのお願い ハラスメントに対する対応（契約解除事由）】

近年、介護現場において、サービス従事者に対する利用者やご家族等からのハラスメントが問題となっています。当事業所は厚生労働省による介護現場におけるハラスメント対策マニュアルに則って、対応を講じています。

利用者に以下の事由があった場合、担当者の交替、又サービスの中断や訪問看護契約を終了させていただく場合があります。

- ・暴力または乱暴な行為や怒鳴る、脅すなどの言動
- ・セクシャルハラスメント：職員の身体を触る、手を握る等
- ・SNSでの誹謗中傷 ・業務中の飲食や金銭の受託等を強要する行為
- ・その他：職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く、ストーカー行為

◆ 利用料について

- ・金額については、別紙＜利用料一覧＞をご参照ください。
- ・利用者が事業者に対して、正当な理由がなく、利用料を3ヶ月以上滞納された場合は、サービスを終了する旨を通知する事とします。

◆ キャンセル料

訪問予定の変更をご希望の方は必ず当日の朝9時までにご連絡下さい。利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ご利用日の9時までにご連絡を頂いた場合	無料
ご利用日の9時までにご連絡がなかった場合	当核基本料金の30%

◆ ご利用にあたっての注意事項とお願い

○介護保険証や医療受給者証、健康保険証は手続きに必要なため、写真撮影させていただきます。

○看護師等は、サービス以外の、年金の管理・金銭の貸借等の取り扱いは出来ません。

〔警報発令時の対応〕

・気象庁より警報が発令された場合、または発令が予測される場合は、訪問看護および訪問リハビリはお休みもしくは振り替えの調整をお願いする場合があります。なお、緊急の場合は対応いたします。

〔緊急の患者対応や交通事情による訪問時間の変更について〕

・訪問時間については、できる限りお約束した時間にお伺いできるように努めますが、他利用者の方の緊急対応により、急な時間変更をお願いする場合がございます。どうぞご了承ください。

・予定訪問時間が交通事情により 10 分程度前後する場合があります。15 分以上遅れる場合にはお電話にてご連絡させていただきます。

〔訪問看護・リハビリの体制について〕

・当ステーションは 24 時間対応を行っております。当直を担当する看護師が利用者の方々の状態を確実に把握し、緊急時に適切に対応できるよう努めるため、訪問看護は複数の看護師で担当させていただきます。

・また訪問リハビリについても、複数の理学療法士・作業療法士で担当させていただく場合がございます。

〔感染対策について〕

・感染症対策として訪問の際には、手洗い・マスクの着用等、必要な対策を行っています。訪問時には手洗いのため、洗面所をお借りさせていただきます。

・感染対策の面からも、訪問時の看護師およびセラピストへの湯茶・茶菓等のお心配りご遠慮しております。

〔実習生の同行について〕

・在宅医療が推進されるにあたり、看護学生・医学生の同行訪問をお願いすることがあります。学生の同行を避けてほしい場合は遠慮なくおっしゃって下さい。

当事業所は、訪問看護サービスの開始にあたり、利用者様、家族様にサービス内容および重要事項を重要事項説明書に基づいて説明しました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 神戸市西区井吹台西町 3 丁目 18-6

名称 訪問看護・リハビリステーションわたぼうし WEST

管理者 皆 川 美 穂

説明者 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容および重要事項の説明を受け、十分内容を理解した上で、同意しました。

令和 年 月 日

利用者様 住所 _____

氏名 _____

利用者家族代表 住所 _____

氏名 _____

代理人（利用者様、家族様に 住所 _____
ご署名頂けない場合）
氏名 _____